令 和 ９ 年 度

守山市立幼稚園・こども園（短時部）
入園募集要項

【受付期間】

・令和８年９月７日（月）から 令和８年９月11日（金）まで

【受付場所・時間】

入園を希望する幼稚園・こども園（短時部）

（午後２時から午後４時まで）

※受付期間終了後は、受付再開日（10月14日（水）予定、守山市ホームページでお知らせします）以降に守山市役所保育幼稚園課へ直接申し込んでください。



守山市教育委員会事務局保育幼稚園課

守 山 市 こ ど も 家 庭 部 保 育 幼 稚 園 課

園名・所在地および募集人数

園　　名	所　在　地	**電話・有線** ＦＡＸ	募集人数（８月１日時点）		
			３歳児	４歳児	５歳児
認定こども園 守山幼稚園 （短　時　部）	勝部一丁目 １３番１号	**582-2165** 582-4920	40	※	※
★物部幼稚園	二町町 ２５３番地	**583-9551** 583-4206	50	39	38
★吉身幼稚園	吉身三丁目 ２番５１号	**583-6202** 583-6204	75	78	70
★立入が丘幼稚園	立入町 ２２６番地の１	**581-0088** 581-0143	50	49	50
小津こども園 （短　時　部）	欲賀町 ８７９番地	**585-0226** 585-5642	20	※	※
玉津こども園 （短　時　部）	赤野井町 ３９番地の３	**585-0202** 585-5661	20	※	※
★河西幼稚園	今市町 ２５番地の１	**582-4447** 582-4903	70	40	21
★速野幼稚園	水保町 ２３９９番地の１	**585-1175** 585-0442	25	4	18
中洲こども園 （短　時　部）	幸津川町 １４０６番地	**585-2454** 585-5660	8	※	※
教育委員会事務局 保育幼稚園課	吉身二丁目 ５番２２号	**582-1129** 582-1138			

※長時部の受入状況等によって変動があります。

・各学年の申し込み状況は守山市ホームページに掲載します。

★物部幼稚園・吉身幼稚園・立入が丘幼稚園・河西幼稚園・速野幼稚園においては、預かり保育を実施しています。

１ 入園対象者

（１） 入園できる幼児の年齢

- ３歳児　令和５年４月２日から令和６年４月１日までの間に生まれた幼児
- ４歳児　令和４年４月２日から令和５年４月１日までの間に生まれた幼児
- ５歳児　令和３年４月２日から令和４年４月１日までの間に生まれた幼児

（２）申込できる幼児

原則、保護者が守山市に住民登録をしており、守山市にお住まいの幼児です。

ただし、入園申込み時点において、令和９年３月31日までに転入を予定している幼児も含めます。（転入予定の証明となるものが必要です。）

（３）通園区域

市内全域とします。ただし、小学校通学区域の幼児の就園を優先します。

２ 入園手続き

（１）提出いただく書類

①入園申込書

②教育・保育給付認定申請書

③本人確認書類（詳しくは別紙“保護者のみなさまへ”をご覧ください。）

（２）受付期間・時間および場所

・令和８年９月７日（月）から令和８年９月11日（金）までの間

午後２時から午後４時まで（都合の悪い場合は、園に相談してください。）

各幼稚園・こども園で受付を行います。（入園を希望する園へ申し込んでください。）

（３）留意事項

- 入園を希望する幼児の中で、乳幼児健診結果や健康状態、言葉、食事、排泄など特に配慮を要する場合については、申込書に必ず記載してください。
- 幼稚園・こども園(短時部)と保育園・こども園(長時部)の**二重申込みはできません。**
 （現在、保育園・こども園(長時部)に在園されている方は、退園届の提出が必要になります。）
- 複数園への申込みはできません。



（４）その他

受付期間終了時点で定員に空きがある園に対する希望園変更のみ、下記の日程にて市役所保育幼稚園課で受け付けます。空き状況については市ホームページでお知らせします。また、受付期間終了後に新規で入園を希望される場合は、受付再開日以降に市役所保育幼稚園課へ直接申し込んでください。定員に余裕がある場合は、順次受け付けます。

※市役所の開庁時間は午前９時から午後４時 45 分までです。

募集人数を上回る入園申込みがあった場合、抽選等をさせていただくことがあります。なお、希望園変更の結果、定員を上回った場合は、希望園変更者のみでの抽選となります。また、抽選もれとなった方を対象に、入園申込の受付再開前に空きがある園への申し込みを受け付けます。

【希望園変更期間】	令和８年９月 16 日（水）・令和８年９月 17 日（木）
【抽選日】※実施しない場合もあります	令和８年９月下旬頃（対象者に個別で通知します）
【抽選もれの方の受付期間】	令和８年 10 月１日（木）・令和８年 10 月２日（金） （対象者に個別で通知します）
【受付再開日】	令和８年 10 月 14 日（水）（市ホームページでお知らせします）

３ 入園通知等

（１）入園内定通知

入園内定は、令和８年 11 月上旬に通知します。

（２） 入園前の健康診断

令和８年 11 月下旬から 12 月中旬

（入園内定通知とともに通知します。）



４ 諸費等

（１）諸費

個人用品代 （３歳児のみ）	別途徴収します。（はさみ・のり・マーカー、パスなど）
諸費（教材費･行事諸費等）	月額１，０００円　※必要に応じて、別途徴収することがあります。

（２）給食費

主食費	月額　８００円
副食費	月額３，４００円

※給食提供月のみ徴収（３歳児は４・５・８月分の徴収なし、４、５歳児は８月分の徴収なし）

※給食費については自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則です。

５ 保育時間

（１）午前保育日（原則として水曜日）　午前８時３０分～午前１１時３０分

（２）午後保育日（給食）のある日（週４回）　午前８時３０分～午後２時　※３歳児は６月から

６ 休園日等

休園日等については、次のとおり予定しています。

〈土曜日・日曜日・祝日〉

〈夏季休業日〉　　７月２１日から８月３１日まで

〈冬季休業日〉　　１２月２５日から１月６日まで

〈学年末・学年始休業日〉　３月２４日から４月９日まで



守山市 PR キャラクター　もーりー

７ 預かり保育

（１）実施園　　物部幼稚園・吉身幼稚園・立入が丘幼稚園・河西幼稚園・速野幼稚園

（２）実施年齢　　３～５歳児（３歳児は６月から実施予定　※ただし、施設等利用給付認定を受け、就労されている方は４月から利用可能）

（３） 実施日および保育時間

実施日	保育時間
月曜日～金曜日（平日全日）	教育課程終了後～午後４時 30 分 ※教育課程終了時刻は、３ページに記載の保育時間の終了時刻です。
【下記の長期休業中】 学年始休業（４月３日から４月９日まで）の平日 夏季休業（７月 21 日から８月 10 日まで、８月 17 日から８月 31 日まで）の平日 冬季休業（12 月 25 日から 12 月 28 日、１月４日から１月６日まで）の平日 学年末休業（３月 24 日から３月 29 日まで）の平日 ※５歳児は修了証書授与式の翌日から３月 29 日までの平日	午前８時 30 分～午後４時 30 分

（４）利用できる方

実施園に通園しており、保育を希望される方が対象となります。

◎預かり保育料（園児１人につき）　日額 300 円　（※長期休業中 日額 450 円）

★注意★

１　幼稚園預かり保育の記載内容は、令和８年８月末現在のものです。

２　利用を希望する園児の保護者（父および母）の方が就労している場合や出産・疾病等の状態にある場合など保育の必要性が認められる場合は、無償化の対象となります。
保育の必要性の認定には、別途認定申請の手続きが必要となります。
詳細につきましては、「８　施設等利用給付認定」をご覧ください。

３　園の運営状況等により、実施できない日があることをご了承ください。
詳細は園にお問い合わせください。

４　預かり保育料については、国の制度改正等により、変更となる場合があります。

◎預かり保育給食費

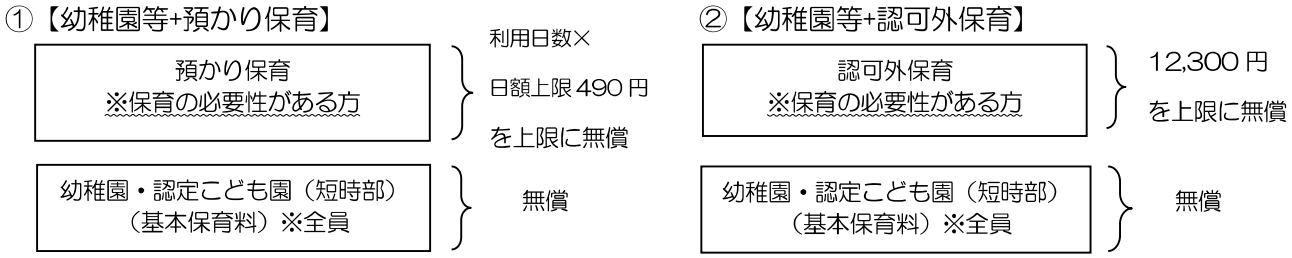
認定なしの場合	給食費	３５０円/日（おやつ、主食費を含む） ＊午前保育日、長期休業に利用した場合。
	おやつ代	１００円/日 ＊午後保育日に利用した場合。
認定ありの場合	1,300 円/月（おやつ、主食費を含む） ＊上限 1,300 円とします。1,300 円未満の場合は、利用された日に応じて給食費を徴収します。 例）ひと月に３日（午前保育日）預かり保育を利用した場合： ３５０円×３日＝1,050 円 ＊長期休業中は、5,500 円/月です。	

8 施設等利用給付認定

（１）施設等利用給付認定とは（預かり保育をご利用の方）

幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育や、預かり保育として認可外保育施設等を利用する方について、保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定を受けられた方においては、保育料に加えて、預かり保育等の利用料が、上限の範囲内で無償化の対象とすることができます。預かり保育の上限額は、「預かり保育の利用日数×日額上限 490 円」（ただし月額上限 12,300 円まで）となります。

※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合、預かり保育としての認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となります。その場合は月額上限額（12,300 円）が無償化の対象となります。



（２）対象者（保育の必要性が認められ、①もしくは②のいずれかに該当する方）

① 幼稚園の預かり保育を利用される方

② 預かり保育を実施していない園を利用している方で、預かり保育として認可外保育施設等を利用される方

（３）申請書類

（ア）および（イ）を市役所保育幼稚園課へご提出ください。

(ア) 子育てのための施設等利用給付認定申請書

(イ) 保育を必要とする事由を証明する書類（下表のうち該当する項目の必要書類を、保護者１人につき１枚提出。）

保育を必要とする事由	必要書類
就労の場合（※１）	就労証明書 **市様式**（市 HP に掲載）発行３ヵ月以内のもの ・必ず就労先に発行してもらってください（保護者自身で記載されたものは無効となります）
自営業事業主の場合	就労証明書 **市様式**（市 HP に掲載）発行３ヵ月以内のもの ・保護者自身が事業主の場合に限り、自身で発行してください。その他（※３）の追加必要書類を添付してください。
妊娠・出産の場合	母子健康手帳のコピー（母の名前と予定日または出生日がわかる部分）
病気の場合	診断書の原本（病名・病気の程度および保育できないことが明記されたもの）
障害の場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
介護・看護の場合 （同居親族に限る） （※２）	・介護等を要する方の診断書の原本 （病名・病気の程度や回復までの期間が明記されたもの） ・介護保険証・障害者手帳等のコピー（お持ちの場合） ・介護／看護状況申立書 **市様式**（市 HP に掲載）
災害復旧の場合	罹災（被災）証明書
求職活動の場合	求職活動に関する申告書 **市様式**（市 HP に掲載）
就学の場合（※１）	在学証明書等（期間・受講時間がわかるもの）

（※１）１日４時間以上かつ月 15 日以上を満たすことが必要。
（※２）１日４時間以上かつ週４日以上を満たすことが必要。
（※３）所得税の確定申告書（申告済みのもの）または開業届（事業開始後間もない場合に限る）、事業サイクル確認表 **市様式**（市 HP に掲載）
上記の他、事業の概要に係る資料（収支状況や事業モデル、事業に伴う拘束時間等、保育の必要性が確認できるもの）

（４）その他
申請方法、申請期間、決定通知等については、市ホームページにてご確認ください。

９ 転園・退園手続き

（１）退園される場合は、幼稚園・こども園にある所定の様式により退園希望月の前月末日の午前中までに退園届を園長に提出してください。
※転出等のやむを得ない場合を除いては、月末付での退園となります。月途中で退園し、その月中に別の園に入園することはできません。
例）5月 15 日までは A 園に在籍し、16 日から B 園に在籍することはできません。
月末付で退園し、翌月１日から別の園に入園することは可能です。

（２）転園を希望される場合は、転園希望月の前月末日の午前中までに希望園へ新規の申し込みが必要になります。
詳細については市役所保育幼稚園課まで早めにお問い合わせください。

（３）正当な理由がなく、欠席が２か月以上にわたる場合は、退園になることがあります。